

平成26年度 県立茅ヶ崎西浜高等学校 聴講生の募集に関する要項

1 趣旨

この要項は、地域や社会に開かれた高校づくり、柔軟な学びのシステムの実現の観点から、本校の一部科目について履修を希望する社会人の方を聴講生として受け入れるに当たり、必要な事項を定めるものです。

2 聴講の方法

本校の教育課程に位置づけられた教科・科目のうちから教育展開上支障のない範囲で社会人の方を聴講生として受け入れ、生徒とともに学んでいただきます。授業で実施する実験や実習、レポート提出等については原則として生徒と同様の扱いとします。

3 申し込み・問い合わせ先

神奈川県立茅ヶ崎西浜高等学校 担当 金田 真由子

〒 253-0061 茅ヶ崎市南湖 7-12869-11

TEL (0467)85 - 0009

4 募集に関する事項

(1) 募集期間 平26年2月28日(金)～平成26年3月20日(木)

(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く)

	募集課程	教科	科目	授業日時	募集人数	聴講期間
1	全日制	芸術	応用の書	毎週金曜日5・6限	5	平成26年4月11日(金) ～平成27年1月23日(金)

全日制 5限：13：25～14：15、6限：14：25～15：15

(2) 科目の内容等

科目名：応用の書

(ア) 科目内容

毛筆について学び、生徒と同じ課題を体験的に書写・表現する。

(イ) 受講にあたっての前提条件

毛筆を体験的に学ぶことに意欲があり、用具一式を各自用意すること。

(ウ) 目標

毛筆による体験的な学習により、書写・表現することの喜びや、作品を構成し企画する実践的な能力と態度を学ぶ。

5 応募に関する事項

(1) 応募資格

聴講生として応募することのできる方は、県内に居住又は勤務する方で、中学校卒業相当年齢以上で、かつ、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)に在籍していない方とします。

(2) 応募方法

「聴講申込書」用紙に必要事項を記載し、本校に提出してください。

提出にあたり、事前に聴講の趣旨や科目内容について理解していただくため、担当者から説明をしますので、必ず聴講を希望される方ご自身が持参してください。

提出場所：本校事務室

提出時間：前記4に示した募集期間の午前9時～午後4時

※1 書類提出にあたり、県内に居住又は勤務していること及び生年月日を証明する書類をご持参ください。

県内在住が証明できる書類：(例)自動車運転免許証、健康保険証、住民票等

県内在勤が証明できる書類：(例)勤務地が明記してある社員証等

※2 来校にあたっては、予め電話でご連絡ください。

6 聴講生の決定

(1) 方法

希望者が各科目の募集人員を上回った場合には、公開抽選で決定します。

(2) 公開抽選の日時及び場所

公開抽選の必要性が発生したときに別途ご連絡いたします。

7 聴講までの手続き及び費用

(1) 聴講生決定の連絡

3月24日(月)以降、希望者全員に対して電話等により結果を連絡します。

(2) 聴講許可書の交付及び聴講にかかる費用の徴収

許可書の交付日時及び聴講にかかる費用の徴収については、3月24日(月)以降に、電話等によりご連絡いたします。

(3) 聴講にかかる費用について

すでに納付した聴講にかかる費用は、特別の理由がある場合のほかは返金いたしません。御了承ください。

ア 聴講料(県の条例により、募集する課程ごとに定められた金額です。)

1単位あたり

全日制4,800円、定時制1,800円、通信制700円、中等教育学校4,800円

(平成26年2月28日現在)となっていますので、

(ア)応用の書(2単位) : 9,600円 となります。

イ テキスト代等

(イ)応用の書は、本校で作成した教材を使用しますので、費用を要しません。

8 修了

(1) 認定方法

出席状況や生徒と同様に実施する実験や実習、レポート提出等の取組状況を含めた聴講の成果について、科目の目標から見て満足できると認められる場合には、当該科目の聴講について、修了を認定します。なお、聴講による履修については、単位は認定しません。

(2) 聴講修了証書等の発行

当該高校(中等教育学校)での聴講を修了したと認めた方に対して、「聴講修了証書」を交付します。

また、聴講(修了)証明書の交付を請求される場合は、「県立学校の証明書交付手数料等の徴収に関する条例」(昭和30年神奈川県条例第12号)に基づき、手数料(1通400円平成26年2月28日現在)を徴収します。

9 聴講許可の取消

次の各号のいずれかに該当する場合には、聴講の許可を取り消させていただくことがあります。なお、この場合における聴講料の返金はいたしません。

(1) 学則及びその他の例規に違反したとき。

(2) 高等学校(中等教育学校)における教育活動の秩序を乱したとき。

(3) 高等学校(中等教育学校)における教育活動に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 虚偽又は不正な行為により聴講の許可を受けたとき。

(5) 聴講料を納付しないとき。

(6) その他校長が必要と認めるとき。

10 その他注意事項

(1) 本校においては、敷地内禁煙です。

(2) 校内ではネームプレートを着用してください。

(3) お車での来校はできません。